

JIS

カセットこんろ用燃料容器

JIS S 2148 : 2013

(JIA)

平成 25 年 2 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	會 川 義 寛	(前) お茶の水女子大学
(委員)	赤 松 幹 之	独立行政法人産業技術総合研究所
	浅 見 剛 尚	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	石 川 麗 子	財団法人日本消費者協会
	大 熊 志津江	文化学園大学
	金 丸 淳 子	公益財団法人共用品推進機構
	河 村 真紀子	主婦連合会
	櫻 橋 晴 雄	一般社団法人日本ガス石油機器工業会
	佐 分 正 弘	公益社団法人消費者関連専門家会議
	鈴 木 はるみ	合同会社西友
	中 里 憲 司	一般社団法人繊維評価技術協議会
	中野子 礼 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
	中 村 有 作	一般財団法人製品安全協会
	夏 目 智 子	全国地域婦人団体連絡協議会
	秦 義 一	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	久 松 富 雄	一般財団法人家電製品協会
	平 野 由紀夫	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	山 口 公 樹	社団法人日本オフィス家具協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 3.7.1 改正：平成 25.2.20

官 報 公 示：平成 25.2.20

原 案 作 成 者：一般財団法人日本ガス機器検査協会

(〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-10 JIA ビル TEL 03-5570-5981)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 會川 義寛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 性能	3
5 充填液化石油ガス	3
5.1 成分	3
5.2 表示液化石油ガス量	3
5.3 臭い	3
6 構造	3
7 寸法	4
7.1 容器の寸法及び容器バルブの寸法	4
7.2 容器バルブの圧縮（ストローク）寸法及び初期噴射ストローク寸法	5
8 材料	5
8.1 容器本体の材料	5
8.2 ステムの材料	5
9 試験方法	7
9.1 試験器具及び試験装置	7
9.2 構造、寸法及び材料試験	7
9.3 耐ガス性試験	7
9.4 耐オゾン性試験	7
9.5 気密試験	7
9.6 耐圧試験	8
9.7 ステム作動荷重試験	8
9.8 反復使用試験	8
9.9 液化石油ガス成分試験	8
9.10 充填液化石油ガス質量試験	8
9.11 着臭試験	8
9.12 容器バルブの圧縮（ストローク）寸法及び初期噴射ストローク寸法試験	8
9.13 初期空気分圧	9
9.14 バルブ流量	9
9.15 フランジ強度	9
10 検査	10
11 表示	10
附属書 A（規定）液化石油ガスの臭いの測定方法	12

	ページ
解 説.....	19

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般財団法人日本ガス機器検査協会（JIA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS S 2148:1998** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

カセットこんろ用燃料容器

Gas cylinders for portable gas cooker

序文

この規格は、1991年に制定され、その後2回の改正を経て今日に至っている。前回の改正は1998年に行われたが、その後標準化の推進のため、寸法公差の縮小及び検査方法を明確にし、それらとともにフラジリティ強度試験及び表示事項の追加に対応するために改正した。

なお、対応国際規格は、現時点で制定されていない。

1 適用範囲

この規格は、カセットこんろに部品として使用する液化石油ガスが充填された容器について規定する。なお、カセットこんろとは、**JIS S 2147**に規定するこんろをいう。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

- JIS C 3101** 電気用硬銅線
- JIS C 3102** 電気用軟銅線
- JIS G 3302** 溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯
- JIS G 3303** ぶりき及びぶりき原板
- JIS G 3313** 電気亜鉛めっき鋼板及び鋼帯
- JIS G 3314** 溶融アルミニウムめっき鋼板及び鋼帯
- JIS G 3446** 機械構造用ステンレス鋼鋼管
- JIS G 3459** 配管用ステンレス鋼鋼管
- JIS G 4303** ステンレス鋼棒
- JIS G 4304** 熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯
- JIS G 4305** 冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯
- JIS G 4308** ステンレス鋼線材
- JIS G 4313** ばね用ステンレス鋼帯
- JIS G 4314** ばね用ステンレス鋼線
- JIS H 3100** 銅及び銅合金の板並びに条
- JIS H 3250** 銅及び銅合金の棒
- JIS H 3300** 銅及び銅合金の継目無管
- JIS H 3320** 銅及び銅合金の溶接管